加入すると

お得な 小規模企業共済 のすすめ

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。



Q. 小規模企業共済に加入していますか？

裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

こんな制度です…

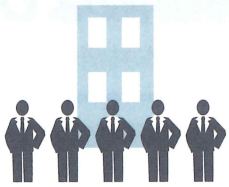
- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は約169万人、運用資産は約11.9兆円（R6年度末時点）
- 共済金支給額の平均は約1,144万円/人、支給総額は約6,041億円（R6年度実績）

加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用人）数によって判断されます。

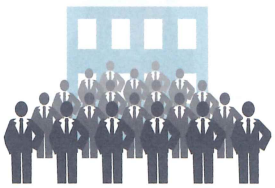
小売・卸売・サービス業等
※旅館・娯楽業は除く

従業員 5人以下 の企業



農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員 20人以下 の企業



※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者（2人まで）及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

共済金A・Bの利回りは1.0%～1.5%

詳しくは裏面の「共済金の受け取り」をご覧ください

小規模企業共済の お得 ポイント

ポイント1 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。
（確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください）

所得から差し引													
	社会保険料控除			⑬									
	小規模企業共済等掛金控除			⑭									
	生命保険料控除			⑮									
	地震保険料控除			⑯									
	寡婦、ひとり親控除	区分		⑰～⑲						0	0	0	0
	勤労学生、障害者控除			⑲～⑳						0	0	0	0
	配偶者(特別)控除	区分1	区分2	㉑～㉒						0	0	0	0
	扶養控除	区分		㉓						0	0	0	0

ポイント2 受取時も 税制メリット

- 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。
- 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い

分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント3 資金に困ったら…

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年 1.5%

Q. 小規模企業共済に加入していますか？

A. 入っています

A. 入っていません 表面へ



小規模企業共済のメリット（掛金の所得控除など）を実感している皆様へ お得な 情報



共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）

個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。
配偶者や後継者が該当する場合が多いようです。

他の役員も加入できる！（法人役員の方）

現在、加入している役員のほか、商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）に役員として登記があれば、会社等の役員として加入できます。





しかも加入時の年齢制限なし！

60歳を過ぎても、現役で仕事をしていれば本共済に加入できます（年齢制限なし）。

共済金の受け取り （満期・満額はありません。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。）

■共済事由

	A共済事由	B共済事由
個人事業主	◎個人事業の廃止など	◎老齢給付（180か月以上掛金を納付した65歳以上の方が請求）
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う退任	
会社等の役員	◎会社等の解散など	◎老齢給付（同上） ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ◎会社等役員の死亡

■掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り（掛金月額1万円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
10年	1,200,000円	1,290,600円（1.5%）	1,260,800円（1.0%）
20年	2,400,000円	2,786,400円（1.5%）	2,658,800円（1.0%）
30年	3,600,000円	4,348,000円（1.2%）	4,211,800円（1.0%）

※（ ）は共済金の受取額に応じた利回り（複利運用した年利率）です。
※共済金A・Bの他に、準共済金・解約手当金があります。
※共済事由等の詳しい内容は、ホームページ等をご覧ください。
※「予定利率」は、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来収支見通し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

共済金A・Bについて
①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。（6か月未満は、掛け捨てとなります）
②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額と同額となります。
③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は1.5%から1.0%向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合、概ね1.0%に見合ったものとなります。
④共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。
掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、
住所等の変更　など

小規模企業共済制度の詳しい内容は
2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

資料請求につきましては、中小機構ホームページもしくはお電話で承っています。

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済
小規模共済 検索
TEL 050-5541-7171
（共済相談室）

お問い合わせ・お申し込みは
一般社団法人 保土ケ谷青色申告会
〒240-0044 横浜市保土ケ谷区仏向町154-2 ゴトービル2階
TEL 045-442-7201　FAX 045-442-7251